

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

### 1 開催日時

平成29年2月6日（月）午後2時から午後4時まで

### 2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

### 3 出席者

司会者 丹羽 芳徳（広島地方裁判所刑事第1部裁判長裁判官）

裁判官 高森 宣裕（広島地方裁判所刑事第1部裁判官）

検察官 中山 一郎（広島地方検察庁公判部長）

弁護士 大本 卓志（広島弁護士会所属）

裁判員経験者（1番）（30代 女性）

裁判員経験者（2番）（60代 男性）

裁判員経験者（3番）（40代 男性）

裁判員経験者（4番）（70代 女性）

裁判員経験者（5番）（60代 男性）

裁判員経験者（6番）（40代 女性）

裁判員経験者（7番）（20代 男性）

### 4 議事内容（議題等は別紙のとおり）

#### ○司会者（丹羽裁判官）

広島地方裁判所刑事1部B合議体裁判長の丹羽と申します。今年度の第3回の裁判員経験者の意見交換会ということで司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

進行に入ります前に、今日出席している裁判官，それから検察官，弁護士の自己紹介というところから始めたいと思います。

○裁判官（高森裁判官）

広島地裁刑事1部でA合議体で右陪席裁判官をしております高森と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○検察官（中山検察官）

検察庁公判部長の中山と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○弁護士（大本弁護士）

広島弁護士会の弁護士の大本と申します。刑事弁護センター委員会で幹事をしております。よろしくお願いいたします。

○司会者（丹羽裁判官）

続きまして、出席していただきました経験者の方々の自己紹介を兼ねて、質問事項の1番になりますけれども、経験された御感想あるいは御意見を披露していただくことにいたします。

いきなり御意見を求めてもなかなかお話ししづらいかと思いますので、まず皆様がどのような事件に携わられたのかということをお話の方から紹介させていただいた後に、一言ずつお話をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、経験者1番の方、1番さんと呼びますがけれども、関わられた事件は、被告人が深夜、帰宅途中の被害者に対し、カッターナイフを突き付けるなどの脅迫、暴行を加え、被害者から現金1万円を強取した上、被害者を強姦するとともに、正当な理由による場合でないのに、そのカッターナイフを携帯したとして起訴された強盗強姦、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事案となります。

事実関係には争いはなく、量刑が問題となったということで、3回の公判期日が開かれて、審理された結果、被告人に懲役刑が言い渡されたというふうに聞いております。

では、よろしく願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

1番の質問事項なんですけど、率直な意見としましては、経験してよかったというのがまず一つの意見というのなんですけども、あと起訴内容がやはり被害者が女性ということでもあったので、やはり女性目線でまず見てしまったというところがあったんで、ちょっと後々どうだったかなというのもあったんですけど、やはりトータル的に考えて、経験してよかったなというのありました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。では、続いて、経験者2番の方、2番さんの関わられた事件ですけれども、外国籍の被告人が被害者に暴行を加えて、被害者からパソコンと犬を奪い、その際、被害者の方に傷害を負わせたとして起訴された強盗致傷の事案になります。

弁護人が反抗抑圧に足りる暴行がないなどと主張して、強盗致傷罪の成立を争うとともに、犬の持ち出しについては、被害者の同意があり、パソコンの持ち出しについては、不法領得の意思がないと主張して、窃盗罪の成立も争いました。

6回の公判期日が開かれまして、被害者、目撃者の証人尋問、被告人質問などが行われまして、判決では強盗致傷罪ではなく、恐喝罪と傷害罪の成立が認められた上で、被告人に執行猶予付きの懲役刑が言い渡されたというふうに聞いております。

この審理に関わられた2番さんの方から何か御意見、御感想をいただければと思います。

○裁判員経験者（2番）

失礼します。最初に、こういう裁判員裁判に来させてもらいまして、裁判所とか、それから裁判に関わられる方々、あるいは裁判というのが非常に身近に感じられま

した。その点は大変によかったなあと思いました。

それから、私が関係したのは、外国人の犯罪ということでしたので、通訳の方が毎回つかれて、ああ、こういうふうに通訳の方を通してでも、きちんとした裁判が行われているんだなということ、ある意味ちょっと新鮮に感じまして、ちゃんとした裁判が行われているということ、ある意味、安心をしたというような印象がありました。

それから、やはり最終的な判決の言渡しときは、並んでいて、非常に緊張をいたしました。やはりこういう判決で、この被告人の人生というか、一部が決まってしまうんだなということで、緊張したのを覚えております。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。では、続いて、経験者3番の方、3番さんの関わられた事案です。被告人がいわゆる闇金業者である被害者からの借金の返済を免れるために、被害者を殺害するとともに、その殺害行為の最中に、被害者が持っていた現金を奪ったとして起訴された強盗殺人の事案になります。

強盗殺人罪の成立自体に争いはありませんでしたが、弁護人が、被告人が被害者の胸部を灰皿で殴ったか否か、現金を奪うことを決意したのがいつの時点かについて争いまして、この点に関する審理が必要となり、6回の公判でもって、解剖医の証人尋問などを行いました。

結論は、弁護人が主張するとおりの事実関係が認められたわけですがけれども、量刑として被告人に無期懲役刑が言い渡されたこと、このような事案になっております。

では、3番さん、御意見、御感想をいただければありがたいです。お願いいたします。

#### ○裁判員経験者（3番）

3番です。裁判員制度に携わらせていただいて、最初は緊張しとったんですけど、

丹羽裁判長の御担当だったんですけど、非常にフレンドリーに、私を含めて、ほかの裁判員の方に、ちょっとプライベートな情報、カープファンとかいうのも含めて、和やかな雰囲気、何とか緊張を和ませてくれたなというのが、最初のすごい印象でした。裁判官の方とか裁判所というのは、やっぱり敷居が高いんで、どうしても意見が言いにくいところを、そういうふうにしてもらえるんだなというのが、率直な感想でした。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。では、続いて、経験者4番の方、4番さんの関係ですけれども、関わられた事案は、被告人が道案内を求められた被害者に、殴る、蹴るの暴行を加えて、被害者を死亡させたとして起訴されました傷害致死の事案になります。

被告人の暴行と被害者の死亡との因果関係が主に争われまして、8回の公判が開かれまして、解剖医、救急救命医ら複数の医師らの証人尋問が行われました。判決では、因果関係を認めるとともに、被害者が被告人にわいせつ行為を含む暴行を加えたことが本件のきっかけになっていて、弁護人が主張されていた過剰防衛が認められるとして、被告人に実刑判決が言い渡されたと、こういう事案と承知しております。この事件に携わられた御感想等をお願いいたします。

#### ○裁判員経験者（4番）

4番です。私の場合は、年齢ももう70歳を過ぎましたので、断ろうと思ったら断れるんですけど、私も今まではずっと仕事一途で、世間のことは余り、建築業をやっていたもんですから、経験するためにいろいろ勉強してみたいなという好奇心もありましたから、主人に相談したら、主人が全面的に賛成してくれましたので、来させていただいたんですけど、まず、被告人と被害者が、どちらもお酒を飲んでの事件だったもんですから、特にうちは主人が大酒飲みなんですよ。やはり

すごくいろいろと自分も感じられることがいっぱいありましたので、主人がお酒飲みで困ったことが。この二人、被告人も被害者も、被害者の方がまず最初に絡んだことがきっかけで事件が起きて、殺人までになっちゃったんですけど、やはりお酒を飲み過ぎて事件を起こしたことに對して、どちらも御家族の方や身内の方がどれぐらい悲しい思いをされたかと思うと、本当、それが一番私の心にしみました。自分ばかりじゃなくて、御家族や両親が法廷に来られているのを見て、どんなに苦しい、悲しい思いをされただろうかと思つづく思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。では、紹介を先に進めさせていただいて、続いて経験者5番の方、5番さんの事件です。内容としましては、被告人が交友関係のあった被害者方、共同住宅の一室になるんですけども、被害者方に侵入して放火したとして起訴されました住居侵入、現住建造物等放火の事案になります。

事実関係に争いはありませんでしたが、被告人が抱えていた精神障害を量刑上どのように考えるかといった点が争点になりまして、5回の公判を開き、精神科医師の証人尋問などを行いまして、最終的に被告人に実刑判決を言い渡した事案になります。

では、5番さんの方から御意見、御感想などをいただければと思います。お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

5番です。よろしく申し上げます。今回、やはり経験させていただいたことが非常によかったと、これが第一でございます。

それで、今回我々が担当させていただいた事件が、殺人とかそういう非常に悲惨なものじゃなかったことも、今回、初めて経験したときに、心に物すごく余裕を持てた、これが今回、一番よかったのかなと。

ただ、こうして見ますと、今までいろいろ世の中でやってきたこと、これが証拠に基づくという大前提の中で、客観的に物を判断するということを非常に教えていただきまして、ああ、こういう見方でやるんだなど。先ほどお話があったように、その人の人生を決めるというところがやっぱり一番重要なところなんで、これが今回、参加させていただいて、最後一番ここが厳しかったところです。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。では、続いて経験者6番の方、6番さんの事案です。この事件は、被告人が2人おりまして、1人につきましては、追起訴といいまして、別の事件が加わっているんですけども、主に2人の被告人共通のものとしては、A、B、2人の被告人が共同して被害者を強姦し、被害者に傷害を負わせたという集団強姦致傷という罪名の事件になります。被告人2人は、被害者と性行為に及んだ事実は認めているんですけども、暴行を加えて反抗を抑圧するようなことはしていないし、傷害も負わせていないとして、集団強姦致傷罪の成立を争ったと聞いております。

7回の公判を開きまして、被害者、医師ら複数の証人尋問を行いまして、最終的には被告人2人に対し、いずれも集団強姦致傷罪が成立するという判断がされたというふうに聞いております。

では、6番さんの方で御意見、御感想をいただければと思います。

○裁判員経験者（6番）

まず、今回、裁判員を経験させていただいて、一般的な感想なんですけれども、私たちの生活というのは、法治国家に守られて今日があるんだということは、すごく実感いたしました。自宅から裁判所まで来る間でも、一人でも来れたというのは、やっぱり法に守られていることのありがたさというのは、今まで学校では学びますけれども、実感したことなかったなという思いです。

今回、携わった事件に関しては、今でも私、すごい拭いきれない何かもどかしさをずっと持ったままいるんですけども、法廷で公開されることは一般の人に話してもいいですよということでしたけれども、評議室でのいろんな議論というのは、やっぱりそこにいた人としか共感し合えないので、それがもう法廷が終わってしまって、今の段階で、まだ自分の中にはもどかしさがあるのに、それを分かち合える場がないという。今日この場でも、もしかしたら同じ方がいらっしゃるかなと思っただんですけども、何かそういうもどかしさというのがすごく残ってしまっていて、すぐやるせない思いで、今日来ました。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。では、最後になりますが、経験者7番の方、7番さんの関わられた事案です。家業である会社の経営難から、将来を悲観して自殺を考えた被告人とその父が、認知症で介護が必要な被告人の母を巻き込んで、自動車内で練炭による無理心中を図ったが、失敗に終わったという殺人未遂の事案になっております。

この事件につきましては、事実関係に争いはなく、量刑が問題となりまして、4日間の日程で審理、公判を行いまして、被告人に執行猶予付きの懲役刑が言い渡されたというふうに聞いております。

この事案に関わられた御感想などをいただければと思います。よろしくお願いたします。

#### ○裁判員経験者（7番）

よろしくお願いたします。感想としては、とても貴重な経験ができたなと思っております。こういう日本の法に、一般の立場よりかは深く関わられたというのは、すごいよかったなと思っております。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

では、質問事項がございますので、これに従って、順に更にお話を伺えればと思います。

今回、皆様が関わられた事案は、比較的審理が長い、あるいは公判当日の午前中に選任手続が行われ、そこで選ばれて、そのまま午後から審理に入っていき、そういった方ばかりなんですけれども、最後まで審理に立ち会うにつきまして、職場、あるいは家庭などでのスケジュール調整でいろいろ御苦労されたのではないかなというふうに考えておりますので、その辺り、経験談を御披露いただければありがたいんですけども、どなたからでも結構ですけど、いかがでしょうか。

じゃあ、4番さんですね、4番さんは前の週の金曜日に選任が行われて、その翌週から19日間、裁判員としての職務を果たされたということになりますので、その辺りの御苦労をいただけますでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

私は駅まで行くのに坂が多くて、雪が降る時期だったんですよ。特に大雪になったことがあったんですけど、ちょうどその日が裁判所が休みだったもんですから、物すごい喜びました。途中までが坂で、雪だったら下りれないので、それが心配でしたけど、無事に最後まで勤めることができました。

それも主人がすごく協力的で、何も一言も文句を言わずに最後までやれたことがやっぱり感謝してしまっていて、その代わり朝4時に起きて、朝、昼、晩の食事は全部作って、寒いときですから、並べていても腐らないので、一応、そういうことをやってみて、来るときには皆さんでお昼にサラダなんか、ちょっと余分に作って、煮物を余分に作ったのをちょっとみんなにおすそ分けして、和気あいあいと楽しくやりましたし、本当、経験させてもらったことがすごく誇りに思うし、物すごいよかったと思っております。

○司会者（丹羽裁判官）

御家族の協力があつて、長丁場だったけれども、うまく関わる事ができた、  
こういう御意見でしょうかね。

○裁判員経験者（4番）

はい、そうです。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの方はいかがでしょうか。結構、1週間を超えるような期間、拘束されてい  
る方々が多いと思うんですけども、いかがでしょうか。

1番さん、お願いします。

○裁判員経験者（1番）

まず、私は身内が近くにいるからということで、子供が小さいので母親目線から  
考えると、預けることができたというのが、まず身内とかが協力をしてくれたから、  
これに参加ができたというのもあるんですけども、やはり母親目線からというのを  
考えると、やっぱり預けるのは、どこかに預けてくださいという一覧表はいただく  
んですけど、そこはもう預けられなかったらどうしようとかというのが、まずお母  
さん方は多分、地方から来られた人も、転勤で来られた人もいるから分からないと  
いうのもあって、やっぱりこういう機会を断ろうとかというのもあっての不参加の  
方もすごく多いし、経験できない方もいっぱいいらっしゃると思うので、やはり難  
しいというのは分かっているんですけど、やはり一人か二人でもその人のためにと  
言ったら悪いですけど、保育士さんなり、誰か見てもらえる、預けて、安心してお  
母さんも集中できる、そういう場をちょっと設けてあげたほうが、保育待機児童と  
かいろいろありますけど、それも大事ですけど、そういうところも大事なんじゃない

いかなっていうのも、やっぱり断る理由の中の一つじゃないかなというのと、やはり私は公判3回の4日間だったんですけど、2週間近くとか、20日間とか、やはり主人とかと話をすると、そんなに長く休める企業ばかりじゃないというのがやっぱり現状で、一緒に仲間でやっていた中では、僕のところは別に有給があるから来れたんだよという人もいれば、自営業だから来れたというのは分かるんですけど、やはりこれだけ休むと籍がなくなるというのがやっぱり現状だから断る方が8割、9割方なんじゃないかなというのが率直な意見で、もう少しそういうところも、若いお母さん方もやはり自分の子供に対してそういう犯罪とか、そういうところの目線で考えてもらおうと、やっぱりちょっとそういうところも、その人だめということも申し訳ないけど、ちょっといた方が参加しやすい、やってみよう、もうちょっと世間を広く見ようというのがあるんじゃないかなと、私は母親目線で思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。1番さんは審理が始まる2日前に選任が行われて、中1日空けて裁判が始まると、こんなスケジュールだったと思いますけれども、どのタイミングでこの3日間なり4日間空けるような調整をされましたか。

○裁判員経験者（1番）

家におけるということですかね。

○司会者（丹羽裁判官）

選ばれてから、選ばれちゃったんで、お子さんを預ける場所を確保するのか、あるいはもう選ばれる前から、何かそういう段取りを付けていたのか、その辺りは何か御記憶ございますか。

○裁判員経験者（1番）

まず、近くに主人の両親がいるんで、まず、預けられるというのがすごく安易にあって、それで、私は特にこういうのに参加できたらいいなと思っていたので、事前に届いてから日にちがあつたんで、もしかしたらこういうのに選ばれたらお願いするかもしれませんという言い方は、話はしてたんですけど、まず、本当に近くに自分の両親もいるというのが、やっぱり一番大きかったんじゃないかなと思ったんで。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。ほかの方、今お勤めの方の厳しい現状についてのお話がありましたけれども、お勤めされながら、長期の審理に立ち会われた方もいらっしゃるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

6番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

私の場合、職場が日々違うところに出向いているんですけども、一番基本となっている職場には選任手続の前に、日程表を提示いただいていたので、もし選ばれたらここは休みますというふうに提示しましたら、もう二つ返事でオーケーはもらえたんですけども、もちろんその間の収入はゼロになるんですけども、そういう面では、周りの理解は多くありました。あとは自分での調整になるので、問題はなかったんですけど、一つだけ問題だったのが、予備日がとってあるという日にちが何日かあったんですね。予備日も全部、予備じゃなくて決めてほしいなと思いました。予備日にずれ込めば、こっちに来なきゃいけないけど、なくなれば、じゃあ、出勤しなきゃいけないのかみたいな、曖昧な日程があつたのが、結局私は休んだんですけども、ちょっと後ろめたさを感じたので、予備日をとるなら、それも出てくださいにしてほしいかなと、ちょっと思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。

2番さん、7番さんの事件は、もう当日、午後から審理が始まるというような状況だったかと思うんですけども、何かその辺りで調整困難な事態に遭遇したのかどうか、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

じゃあ、2番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

当日のすぐ午後から始まったんですが、それは別に、もう一日というふうな感じで思っていたので、大丈夫でした。ただ、私の場合は、現役といたしますか、それも退いていたので、周りの理解も得られましたし、第2の職場の方も、それはいいことだからぜひ行ってこいということによかったんですけども、退職前でしたら不可能でした、やはり。1週間、7日というのは、現実の話は無理です。幾ら年休をとるといっても、そうやすやすとは行けないというのが現状でした。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。7番さんはいかがでしたか。

○裁判員経験者（7番）

私の場合は自営なので、当日だったんですけど、決まった瞬間、すぐ会社、あと家族、あと当日もちょっと予定があったお客さんに電話したら、運がよかったことに、みんな、ちょっとにやっとしながら、分かった、頑張つてというような感じで理解を得られたので、心置きなく、真剣に取り組めたという感じですね。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。3番さん、5番さんの事件も、私が関わっているんです

けれども、長めに取って、日程を確保していたので、御迷惑を掛けたのではないかと  
思っているんですけども、何か参加されるについて、スケジュール調整等が難し  
かったなというような御記憶はございますでしょうか。

じゃあ、5番さん、お願いします。

#### ○裁判員経験者（5番）

私も2番さんと一緒に、リタイアしておりましたんで、私自体は別段どうという  
ことはなかったんですけど、参加者の御意見を伺っておると、朝が物すごい早い。  
いつも9時半なんですね、大体集合が。そうすると、ふだんよりやっぱり早く出な  
あかんというようなお話があったんで、できるのであれば、あと1時間ぐらいずら  
してあげれば、少し参加しやすい状況にもなるのかなと。近くの人はずいでもない  
ですけどね。そういうのは少しお聞きしましたね。

あとはさっき話が出ておるように、会社の支援、これがない限りは絶対出れない。  
ただ、長期になるんですけど、週にずうっとやるのか、週2日ぐらいにして、あと  
は会社行ければ、少し自分でフォローもできるし、働きやすい。ただ、物すごく期  
間が延びるといって、どっちつかずになるんですけども、そういうところをお話しに  
なっている方が非常に多かったんで、御参考までに。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。裁判長がいるとなかなかお話を聞けないところで、皆さ  
んだけでいろんな話をされている中での情報かなと思いますけれども、今のパーツ  
だと、3番さんだけが残ってしまっているんで、ついでに振ってしまってよろしい  
でしょうか。

#### ○裁判員経験者（3番）

私の場合は、職場の理解があったんですけど、非常に、そういうことならいいで

すよとは言われたんですけども、ただ、実際の話、やっぱり長くなると、朝と、裁判終わった後に職場に行って、その日のどうしても決裁とか確認事項だけは、みんなは夜も残っているんで、そこで顔を合わし、仕事はしていきよったんですけど、先ほどの5番の方がおっしゃられたんですけど、もしできたら、連続してずっとおらんというのは、職場にもすごい迷惑を掛けるんで、中日があったら助かるなどは思いました。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。今までのところで裁判官、検察官、弁護士の方から何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。では、続いて3番の項目になりますが、先ほど1番さんの方からも、私はやってみたかったというようなお話がありましたが、今回の皆さんの御経験を、周りの方と共有されるような機会がそもそもあるのか、ないのかというところからお伺いしたいわけですけども、仮に裁判員を経験したよというお話をされて、すごいねという反応だったのか、えー、私はやらないという、そういう反応だったか、その辺り何か御紹介いただけるようなエピソードがあれば、是非お願いしたいと思っております。

併せて、いわゆる参加に消極的な方がもしいらっしゃったときに、どの辺りにひっかかりがあるのかということも、何かお聞きになっておられれば、御紹介いただければありがたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。どなたか御発言いただける方、いらっしゃいますでしょうか。

じゃあ、5番さん、お願いします。

#### ○裁判員経験者（5番）

それでは、最初を切って。まず、御近所で親しくしておる私と同年配ぐらいの方が終わったことを聞かれて、一回、教えろと、どんなだったという、非常に興味を

示されましたね。大体、女房が隣近所に言うといったみたいなので、どうだったということで、皆さんが何を聞かれるかという、やはり守秘義務のところを非常に気になさる。ああ言われたけど、おまえ、何しゃべれるんやと。ただ、お聞きしたのは、公開裁判なので、ほとんどが大丈夫ですよというお話をしあげると、それだったらまだいいなというお話はありました。

それと、会社の若い女性の方から質問があったんですけど、どんな写真見ましたと、これがやっぱり女性、若い人たちに一番気になるのは証拠写真だったりというのが、非常に悲惨なものではないかというのを非常に気になさっておった。

それと、私の担当する少し前に、福岡で例のよろしく頼むよと言われてた、あんなんなかったんかというような質問も受けました。だから、そういうところが非常に心配になっておられる。

一番、若い人たち全部に共通するのは、仕事を休んでどうしていけるんやと。否定的な人は非常に少なかったです。1回はやってみたいなと。ただやるが上において、さっきの言ったような問題点というのが、少し私の周りでありました。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。ほかの方は何か自分の御自身の周囲の方々の反応ですとかで、御紹介いただけるようなエピソードはございますでしょうかね。

両方挙がりましたが、番号が早い2番さんから行きましょうか。

#### ○裁判員経験者（2番）

私もせつかくのこういう貴重な経験だったので、職場とか、それから家族の前でできるだけ話をするようにしました、戻ってから。その中で、友人たちには、機会がもしめぐってくれば、是非参加してみるんがいいんじゃないかなというふうに話をしました。こういう経験をしたということは、広報も兼ねてもいいんじゃないかなというふうな気持ちがありましたので、この度も意見交換会に出ることになった

んだというふうな話を何人にもしまして、代弁するから何か言いたいことがあったら聞いとくよというような話もして、今回参加をしました。

○司会者（丹羽裁判官）

何かそれで代弁をいただけるようなお話ってございましたか。

○裁判員経験者（2番）

ええ、今よろしいですか。僕の友人ですので、50代後半から60代の前半ぐらいの者たちに、十数名に話を聞きました。その中でほとんどの人、私もそうなんですけど、意見があったのは、やっぱり今の裁判の中での刑が軽すぎるというふうな話をほとんどの者から聞きました。今そういう話をしてもよろしいですか。

○司会者（丹羽裁判官）

どうでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

また何か機会があれば。

○司会者（丹羽裁判官）

そうでしょうか。とりあえず今、そういった刑が軽すぎるんだというお話がたくさんの方からあったということでしょうかね。ありがとうございます。

じゃあ、さっき手が挙がりました6番さん、お願いします。

○裁判員経験者（6番）

同世代の人にお話しした場合に、ボランティアなのか、賃金は幾らもらえるのかという、お金のなところにごく興味を持つ方が多かったです。

あとはやっぱり身の安全，それから確率的にはすごいことじゃないですか。なので，それに対する責任感みたいなのを，よく受けたねという形で，ちょっと批判的な意見もありました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。何かございますか。

じゃあ，7番さん，お願いします。

○裁判員経験者（7番）

僕も6番さんと同じで，ボランティアか，ギャラとといいますか，そういった問い合わせはあって，ギャラはめっちゃくちゃいいよと，ただ，もっとお金で買えない価値はあるよというような話をしましたね。

でも，家族にしても，職場にしても，ああ，それって参加してみたいなあという意見が大半でした。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。6番さん，どうぞ。

○裁判員経験者（6番）

付け加えます。これは大きな企業に限ってかもしれませんけれども，同じ裁判員を経験した人の中に，有給をとって参加しようかと思っていたけれども，会社が全面的に認めて，通常の賃金は会社から出る，プラスアルファ，この裁判員の報酬というのがあったので，よかったと言っていました。それは場合によるでしょうけどね，企業はそうらしいです。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。興味がある方がお話を聞きに来るといような、もしかしたらそういう流れかもしれませんが、先ほど6番さんからも重い責任を負わなきゃいけないので、ちょっとどうかなといような批判的な方の御意見なども御紹介されているところでありまして、ほかの方で周囲にやっぱりやりたくないとおっしゃっているような方は、どういう思いでそういうことを言っているか、もしお分かりになれば教えていただければありがたいですけれども。

じゃあ、4番さん、お願いします。

#### ○裁判員経験者（4番）

私たちは年齢的に、もう大分いってますから、グループでよく寄る機会が多いんですけど、そういうものに関わりたくないという、何かもう平凡な生活から何かかけ離れた世界じゃないかといような恐怖心みたいなものを持っておられる方がいらっしゃるような気がしました。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。あと、では、1番さん、お願いします。

#### ○裁判員経験者（1番）

まず、話もありましたけど、やはり写真を見せられるとか、まず加害者との、私も座ってみてすごく距離が近い、裁判長の席のもう本当に隣に座っていたので、常に目が合っているような感じにすごく、あとの質問とかでもあるんですけど、それもあって、やはり写真を見せられたり、あとはそういう被告人の顔と、どうするの、ずっと目が合っていたらどうしようというか、覚えられたらどうしようとか、とりあえず恐怖心というのが先に立つというのがありますし、あとは先ほども言いましたけど、何というんですか、そんなに預けるとか、何日かといのが分からないし、あとやはり広島県内だから、福山の方もこちらにいらっしゃったり、県北の方

からも来られたりと、やっぱり遠いから行けないとかというのが、やっぱり私の知り合いに話すと、それが一番多かったのと。そうですね、あとは私がなかなか聞かれるまでは自分から発信というのが、していいのか悪いのか、話しして、いい経験だったから伝えたい、教えてあげたい、広めたいとあるんですけど、何か自分からやってね、どうこうという楽しかったというんじゃなくて、やはり公の場なので、どこまで、こういう共有できればいいんですけど、やはりやったことのない人に対して、こうやってね、ああやったね、ずっとね、本当に傍聴好きの方もいてねとか、いろんなことをしゃべりたいけど、どうしていいかも分からないんで、やはり私がやっぱりどこか消極的なところになっているのかなというのがあったので、皆さんの話を聞いた上で、やっぱりまたこれからもうちょっと話す機会があったら、もうちょっと広めたいなどは思いました。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。今のお話、通じると、やはり裁判員としての職務に対する不安の一つとして、どんな写真を見せられるのかというようなところで、精神的な不安や負担が、裁判員をすることによってのしかかってくるのではないかと、そういった御懸念をお持ちの方が結構いらっしゃるのかなという印象を受けておりました、そういう意味では、質問事項の4番に、そのようなことで皆様がそれぞれの事案を通じていろいろと感じられた、精神的な面での不安感や負担感、これを御紹介いただければと思うんですけども、3番さんの事件は、強盗殺人の成立自体に争いはなかったんですけども、結局、解剖医の尋問の中で、白黒ベースで傷口がカラーになっている写真を見たりというようなことで、心証を形成しなければいけなかった事件なんですけども、先ほどの質問事項の3番の話とも絡めまして、何かこの辺りの精神面での不安、負担についての御感想、御意見などございますでしょうか。

#### ○裁判員経験者（3番）

何か加工し過ぎて、すごい気を使って、いろんな方がおられるんであれなんですけど、気を使っていただいておりますけど、加工し過ぎて分かりにくかったなど、ちょっと感じました。

○司会者（丹羽裁判官）

特にあれですかね、証人尋問を通じて、お医者さんの話、解剖医のお話、あるいはそのときに示された写真を見て、気分が悪くなったりとかということは、3番さんの場合はなかったということでしょうか。

ほかの方で、4番さんの事件、これまた後でいろいろお伺いしたいと思うものの、因果関係が争われて、何人かお医者さんが出てこられてということで、大変だったかなと想像するんですが、今のこの写真の関係を含めて、何か精神的に辛かったこととかございましたか。

○裁判員経験者（4番）

私は割と建築業、女だてらに男の人の中で仕事を現場でやってましたから、写真を見ようが、余りみんなは見れなかったというんですけど、私はそういうことが全然なくて、かえって現実を見た方が私はよかったと思っていますし、法医学の先生だ、いろんな先生が専門的なことを言われるけど、あんまり専門的な言葉が続くと、こっちは分からないんですけど、あとミーティングのときに、裁判官がいいように説明してくださったりして、本当によかったと思っています。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。ほかの方で、写真そのものもそうかもしれませんけれども、話を聞いて、リアルに犯行状況なり被害の状況がイメージでき過ぎてしまって、それがストレスになるというようなこともあり得るのかなと思ってはいるんですけども、裁判を通じて何か御自身の方で精神的な不安、負担を感じられたことがござ

いましたら、ちょっと御披露いただけないかと思っているんですけども、いかがでしょうか。

性犯罪の関係などは、被害者の方のお話を直接聞いたり、あるいは被害者の方のお話をまとめた書類が読み上げられたりということで、それはそれで結構大変なんだろうというふうに思っておりますが、1番さんや6番さんは、何か精神面でのつらかったこととかございますか。

じゃあ、6番さんからお願いします。

#### ○裁判員経験者（6番）

性犯罪のかなりリアルな細かいことまで質疑応答がされて、最初はすごくびっくりしたんですけども、それは1日目だけで、2日目から、そういう現状にだんだん耳と目と体が慣れてくるのは実感しました。慣れることがいいことなのかどうかちょっと分かりませんが、すごくリアルに現場の様態を話されている状況が、客観的に見れるように、何となく法廷の雰囲気だとか、審議が進められる中で、自分の立ち位置というのは自分でバランスをとったように思います。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。では、1番さん、どうぞ。

#### ○裁判員経験者（1番）

精神的な不安というのが、やはり公判初日に加害者の顔を見たときというのが、やっぱり自分で、うまく言えないんですが、すごく衝撃というか、まず、こんなに近いんだ、顔を覚えられたらどうしよう、ずっとそのことを考えていたりとか、やはりそういう写真を見せられると、やはり性犯罪、女性がやっぱり被害者だったんで、もうそれを感情移入して見てしまった自分もいましたし、あと、やはり加害者のお母様がいらっしゃったというときも、やっぱり女性目線という同情もあって、

何かいろんな被害者のことを考えないと一番いけないと思うけど、やはり加害者にもやっぱり家族、お母さんもいて、悲しい思いをされているというので、やはり自分の中でどうしていいのか、本当に最後の最後までどうしていいのかという葛藤もありましたし。まず、最終に答え出したのは、それ正しかったのかなとか、自分の考えは正しいのか、やはりどうしていいのかというのもありましたし、やはり今回の資料を見させていただいて、日数が少なかったというのは、やはりちょっと自分の中ではちょっとよかったかなと。良い、悪いはいけませんけど、よかったのかなと思いますけど、やはり内容が内容で、女性の目線というのが一番大きかったのかなと、今でもやっぱり感じます。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

逆に先ほど5番さんからあったように、人が亡くなっているような事件じゃなくてよかったということで、関わられた事件が、御本人にとってはさほどストレスを生じないわけではないんですけども、必ず判断をしているので、ストレスはかかっているんですけども、思ったほどではなかったという方も、もしかしたらいらっしやるかもしれません。

いずれにしても、裁判中は裁判官もいるし、ほかの裁判員の方もいるし、結構気が張っているので、その緊張感を持ってストレスにうまく対処できたんだけども、終わってから、やっぱりそこが結構きつかったなという方もいらっしやるんじゃないかと思うんですね。その辺り皆さん、いかがですか。

ほかの皆さんは、終わってから急にぷつと緊張の糸が切れて、結構大変なことをやってたんだということで、若干落ち込んだとか、そういったことはなかったですか。

4番さん、お願いします。

#### ○裁判員経験者（4番）

最後の刑を決める前の晩はほとんど寝てなくて、やはり原因を作ったのが被害者だったんですよね。それで、原因をその人が作って、被告人が絡まれたので、そういう事件になってしまって、死亡されたんですから、絶対いいことじゃないんですけど、どうしても被告人の刑を少しでも軽くしてあげなくちゃいけないかな、それとも被害者の人が亡くなっていることは大きな問題だから、それを一晩中何か悩んで悩んで、最後の日を迎えたんですけど、終わってからは、もう決まったことだから、ほっとして、何となく安心というか、気も楽で、決まったんだから、皆さんで決めて、裁判長も中心で皆で決めたんだから、もうこれでよかったんだろうなという安心感と安堵感で、別に疲れは全然感じませんでした。ありがとうございました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。ほかの方はいかがですか。

どうでしょう、目が合っちゃいました。5番さんお願いします。

○裁判員経験者（5番）

先ほど言われたように、私の事案は、非常にラッキーという言葉はよくないかもしれませんが、やはり殺人でもありませんし、放火が主体でございましたし、量刑だけの問題ですから、そんなに負担になる所も非常に少なかったです。

一番最初に、裁判長の方から、やっぱり証拠を重要視して、客観的に見なさいよということを盛んに言うていただいていたので、やはり冷静にそこを見れたというのも非常によかったかな。

ただ、おっしゃるように、量刑を決めたときが、一番、本当にこれでいいのかと思うのは間違いなくありました。控訴期間2週間と聞いておりましたので、やはりずっと気になって、僕、2週間後に電話したんですね、ここへ、どうでしたかと。そしたら、控訴ございませんから、確定したと思います。そこで、初めて、我々の

判断はよかったんだなど、こういうふうにとやまと終わりました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。

そろそろ始まって1時間ぐらい経ちますので、休憩に入りたいんですが、その前に関係者から何か。今の質問項目で言うと2番から4番辺りの項目に関連しまして、経験者の方に御質問などございますでしょうか。

じゃあ、高森裁判官、お願いします。

○裁判官（高森裁判官）

1点だけ、話が少し戻ってしまって、質問項目の3番に関係するところなんですが、経験された後、結構皆さん、いろんな機会を捉えてお話をいただいたりとかしているようなんですけれども、その中で積極、消極のいろんな感想が出てくるということですが、裁判員を経験されたということ自体についてお話しされたときに、ふうん、そうなんだというふうに関心で終わっちゃう場合というのも結構あるのか、あるいはやっぱりそういう話になると、ええ、どうだったのというような積極的な食いつきがあるのかどうか、その辺はどうですか。余りそれ自体に関心を示さないという方も結構おられるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○司会者（丹羽裁判官）

4番さん。

○裁判員経験者（4番）

すごい関心を持たれました。この年になって何でそんなとこまで行ったのと言われて、私とこへ寄ってくるのが多いんですけど、みんなでお茶会するんで、そしたら、

ようそんな度胸があったねとか、私だったら断るけど、それでもどんなかった、どんなかったというのが、みんな興味はあって、聞きたがりました。そういうことです。

○司会者（丹羽裁判官）

7番さん。

○裁判員経験者（7番）

みんな関心を持って、どんなだった、どうだったですね、本当、感じでしたね。

○司会者（丹羽裁判官）

6番さん。

○裁判員経験者（6番）

びっくりはされるんですけど、内容とか感想までには踏み込まれなかった例が多かったです。お金の方ですかね、具体的な質問を受けたのはそっちでした。

○司会者（丹羽裁判官）

2番さん。

○裁判員経験者（2番）

大体みんな関心を持ってくれまして、内容も言えるところだけでも聞かせてくれという話がありました。

それから、僕が聞いた範囲では3人ぐらいの人が、身内とか友人が、これに参加した人がいるというようなことを聞きまして、ああ、結構おられるんだなあということを改めて思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

そんなところでしょうか。会社とかで何かそういう食い付かれるという言い方がいいのかどうか分かりませんが、会社の中で報告を求められたり、何か経験を語って、今後に生かしたいとか、そんなようなお話があった方っていらっしゃいますか。特にはなさそうだとということによろしいでしょうかね。

では、進行に御協力いただいて、ちょうど1時間ぐらい経ちましたので、10分ほど休憩をいただきまして、3時10分に再開をいたしますので、お手洗い等済ませてください。

では、一旦休憩に入ります。

（休憩）

○司会者（丹羽裁判官）

では、ちょっと早いですが、おそろいなので、後半戦に入りたいと思います。

前半は専ら皆様のいわゆる御負担の面のいろんなお話を伺うという時間帯にさせていただきましたが、後半戦は少し事件の中身と言いますか、皆さんが関わられたそれぞれの事件での御経験を踏まえて、質問事項の5番から7番の事柄につきまして、率直な御意見をいただきたいと思っております。

その前提としまして、今回、お集まりいただいた方々の事件は、先ほど御紹介させていただいたとおり、公訴事実には争いが無い事件から、犯罪の成否にかかわる点について争いがある事件まで多様なものがございます。ですので、争いが無い事件につきましては、どのような考え方で被告人に対する刑を決めるのかという、量刑の基本的な考え方、それから、争いがある事件のうち、特に法律的な概念が問題になるような事件、例えば、2番さんの事件で言うと、反抗抑圧に至る程度の暴行ですとか、あと、不法領得の意思とかいう、我々法律家としてはなじみがあるんですけども、一般にはなかなか理解が難しいかなと思われるような言葉、ほかにも4番さんの事件でも因果関係だとか過剰防衛だとか、そういった言葉が出てくるよう

な事件がございます。そういったいわゆる犯罪が成立するための要件，法律的な概念の捉え方，先ほどの量刑の基本的な考え方などにつきまして，裁判官から種々説明をさせていただいているはずでありまして，そういったものがきちっと理解ができて，腹に落ちていたかどうかということ，今さらながら振り返っていただいて，御感想などをいただければと思っております。

もう少し言いますと，分かりやすかったと言っていたら，担当者裁判官は安心するんですけども，少し分かりにくかったということであれば，どういった点が，どういった説明をしてもらえばもっと分かりやすくなったんだろうかという点も，アドバイスの面も含めて御発言いただけると，我々としては非常にありがたいと思っておりますので，どなたか御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

では，5番さん，お願いします。

#### ○裁判員経験者（5番）

私は，今回の量刑のところは，非常に理解はできました。説明は十分だったと理解しております。参加した裁判員ですね，みんながやはり理解できたんだろうと，私だけじゃなくて。そういう意味では非常に説明は行き届いていたんじゃないかと思っております。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。直接はなかなか分かりづらいとは言いきいんだろうなと思いつつも，言っていたら非常にありがたいところです。

ほかの方，いかがでしょうか。今の5番さんが関わられた事件は，被告人が精神障害を抱えていて，それを量刑上，どう考慮するかというところが争点というか，審理のポイントだったんですけども，最終的には刑を考えるときの筋道を裁判官の方から説明させていただき，それに即した当事者からの主張立証もありということ

ころで、結論が導かれたということになるので、必ずしも裁判官だけで説明が分かりやすかったということではなくて、そうした説明を踏まえた主張立証活動がされたということでお話を伺うということになるかと思っておりますが、ほかの方はいかがでしょうか。

7番さん、うなずかれていますね。

○裁判員経験者（7番）

ポイント、ポイントをしっかりと説明していただけたので、本当、ここがポイントですよというのを教えていただけたので、ここはぐっと考えるところだなあとかいうのも分かったので、とても分かりやすかったです。

○司会者（丹羽裁判官）

7番さんの事件も、殺人未遂で自白事件だったというふうに聞いています。

ほかの方はいかがでしょうか。4番さん。

○裁判員経験者（4番）

特に私たちの場合の法医学の先生とか、いろんな先生が、シーンがいろいろ分かれたんですよね。動脈を、ここを蹴って死亡したのか、それともその前に脳の病気をされていたから、それも原因しているんじゃないかということで、び慢性軸索損傷とか、いろいろ頸部、専門用語がたくさん出てきたときには、法医学の先生なんか説明されるんですけど、さっぱり分からなくて、帰ってミーティング室で、裁判長や裁判官の方からみんな質問したりして、説明を受けて、分かりやすかったから、それはよかったと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの方はいかがでしょうか。刑を導く考え方の部分もそうですし、今、4番さ

んからお話があったように、いわゆる争われている事柄についての定義と申しますか、概念についてきちっと腹に落とせていたかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

6番さん。

○裁判員経験者（6番）

暴力があったのかなかったのかという争点で、見せられた証拠写真が、素人目に見たら、どう見ても傷跡ないんじゃないかという印象の写真だったんですけども、お医者様が法廷で立証されて、お医者様が傷跡のことを説明され、裁判官からも、そういういろいろお話があれば、殴られたこのかすかな、この微妙なかすれが傷跡なのかというところで認めざるを得なかったという現状がありました。

量刑の判断の仕方についての裁判官からの説明は、非常に分かりやすかったです。

○司会者（丹羽裁判官）

今の6番さんの事件ですと、集団強姦致傷ということで、その前提となる被害者に対する暴行が、いわゆる抵抗を著しく困難にする、あるいは反抗を抑圧するといった程度になっているかどうか、その程度が争われているのか、そもそも暴行の有無というところが争われているかによって、もしかしたら裁判官の説明の内容は違っていたのかもしれない。

そのほかの方で、法律概念ということよりも、そもそもどういう場合にこの犯罪が成立するのかというような説明が、まず裁判官からされていたはずでございまして、その辺りで、えてして我々法律っぽく語ってしまう癖があるので、分かりにくかった面もあるんじゃないかという反省を込めて、改めてお伺いしたいんですけども、この辺り、実は今でもよく分かってないんだけどというような話がありますかね。

2番さんの事件は、争点自体が反抗抑圧に足りる暴行があったのかどうかとか、

強盗致傷罪が成立しなくても、窃盗罪になる余地があつて、その窃盗罪がそもそも不法領得の意思がないんだとか、こんなような話が、判決を読ませていただくと出てくるんですけども、実際のところ、うまい説明はされていましてでしょうかね。

○裁判員経験者（2番）

大変分かりやすく、丁寧に説明をしてくださって、我々の方も、そこはきちんと理解ができたと思ひました。

裁判の中でも、ある意味、同じ場面の同じ証言が何度もいろんな側からあつたので、そういう意味では、こちらも理解がついていったということにして、よかつたと思ひました。

ただ、同じことが繰り返されるので、どうしてもちょっと聞きあぐねるような場面もあつたかなとは思ひましたけど。

○司会者（丹羽裁判官）

そのほかの方で何か、裁判所の方の説明ぶりについて、分かりにくかつたところがあるとかございますかね。

1番さん。

○裁判員経験者（1番）

まず、理解することができましたかという問いの方、素人の私たちにも、私も若くないんですけど、一番私が若くて、お父さん、おじいちゃん世代の方が多かつたんですけど、説明を私も本当に分からない用語が出てきたら常に聞くと、碎いて話していただける。なおかつ、その量刑を出すときに、どのような、このぐらいただつたらこのぐらいの刑、どれだつたらこれというのを、一応、すぐ対応していただいて、画面に出していただいたりとか、本当、こういうときでもこのぐらいの刑しかつかないんだとか、これだけでこんなに大きい量刑がつくんだというのも、そこも

砕いて話もしていただきましたし、だから、最後、みんなで刑をじゃあどうしようというときに、そこはもう裁判官とか、お話ししていただいた中でのやっぱりみんなの理解が得れたから、その量刑で決まったんじゃないかなというのはあるので、私はすごくかみ砕いて、かみ砕いて、話ししていただいたので、よかったと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。そうすると、今度、今はどちらかというの評議室なり、公判の合間の休憩時間帯に裁判官の方からいろいろフォローの説明があったり、あるいは基本的な事項について説明があったりということの場面を想定してお話を伺ったわけですが、その前提としては、やはり法廷でまず当事者が、当事者というのは検察官、弁護人がそれぞれ事案に即した十分な説明、つまり主張ですね、あるいはそれに合わせた立証がされているかどうかというところが非常に重要になってくる。

これが裁判の肝だというふうに思うわけですが、とりわけ2番さん、3番さん、4番さん、6番さんの事件については、いわゆる争点があって、それに対してどういう立証がされるのかというところが重要になってきますし、5番さんの事件などでも、やっぱり精神科医がどうしてこの法廷で取り調べられるのかといった、その立証の意味合いなんかを理解して法廷に臨まないで、事案の把握は難しいかなと、個人的には思っているところですし、もちろん1番さん、7番さんにも御発言いただきたいと思うんですけども、その法廷での検察官、あるいは弁護人の主張、立証活動について、お二方いらっしゃいますので、正直、思うところを言っていただければと思いますけれども、いかがでしょうかね。

3番さん。

○裁判員経験者（3番）

僕のとときの弁護士さん、検察官さんの方、どちらも一生懸命やられてたんですけ

れども、弁護士さんの方は非常にはきはきと分かりやすく、大きな声で説明していただいたんですけれども、検察官の方も一生懸命おっしゃられているんですけど、ぼそぼそ言って、内容が聞き取れなかったんで、私も含めてちょっと皆さん、耳を立てるような感じだったんで、もうちょっと分かりやすく、大きな声で言うていただけたら助かるなと思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

3番さんの場合、分かりにくいところは、どういう形でフォローされた御記憶がございますか。やっぱり後で裁判官の方から、この部分はこうだったというような説明を差し上げた記憶もあるんですが、何か残っておられますか。

○裁判員経験者（3番）

そうですね、検察官の方は一生懸命やられておるんですけど、話している内容が余り声が聞き取れなかったんで、私の記憶では、ちょっと僕らが首をかしげよったんで、裁判長が、もう一度大きな声でお願いしますということをおっしゃられて、その後、帰って、みんなで、ちょっとさっきのはこういうことなんでという説明は受けたと記憶しています。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの事件、ほかの方でそういった法廷での検察官、弁護人の活動について、何か御記憶に残っておられることはございますか。

6番さん。

○裁判員経験者（6番）

私に関わった案件では、検察官の方がものすごく早口でお話しされていたので、法廷で、今何て言ったという場面が多々あったんですけれども、多分緊張されて一

生懸命で早口になられてたんだと思うんですが、その場合に、裁判長の方から、ゆっくりお話してくださいという指示があり、その場だけはゆっくりになられていたけど、やっぱりどんどん早くという場面はありました。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの方はいかがでしょうか。

2番さん。

○裁判員経験者（2番）

先ほどもちょっと言いましたけれども、何度も同じ場面で同じ証言といいますか、こっちの立場、こっちの立場、それぞれ立場は違うんであれなんですけども、繰り返されているのが、少し聞きあぐねるようなときもありました。

それから、同じことでも見る側でいろいろと違うことがあるということがよく分かって、やっぱりはっきりした証拠が必要なんだなということを改めて思いましたし、それから、これはあれですけども、弁護士の方が2人おられて、片方の方はちょっと若手の、大きな声でハキハキと言われる。もう一方のほうは、少しベテランの方で、ちょっと聞き取りにくいような話をされることが多くて、それはこちらも、もう一度きちんとしてほしいなというような感想を何人か持たれていたように思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。そのほかの方はいかがでしょうか。

1番さん。

○裁判員経験者（1番）

私は真ん中の中心辺りに座っていたんですけども、やはり裁判員さんは大きく横

に広がって、弁護士さん、検察側というのが、ちょっと内側に入っていたから、双方の飛ぶ声というの、やはりマイクを通してだったと思うんですけど、その分の配置もあるのかな。でも、話す速度というのは、マイクを通して早口で、ぼそぼそしゃべって聞こえないのは、聞き取りにくい人もあるんですけど、やはりちょっと、何か私たちが端にいる人に対しては、その人の後ろにいつているから、ちょっと聞こえにくいのかなという、何かおっしゃっていたときもあったんですよね、やっぱり聞き取りにくいねとか、だからちょっと私がいるところは、いいポジションというか、聞こえるところだったんで、聞こえてたんですけど、やはりちょっとそういう配置もとかどうなのか、そういうところもあるのかな、音声的なものもあるのか。フォローするとか、そうじゃなくて、私もやっぱり早口だなと思うときもありましたけど、やはりその配置の部分での横の広がりだけ内側に入っているという部分でのこともあるのかなというのを感じられました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。実際そういう法廷での質問なり尋問の聞き取りにくさが、何かその後、困ったことになっちゃったなというところまではいかないんですかね。それは何かうまくその都度、その都度、何かしら対処して、一応尋問で明らかになった事項、あるいは法廷での証拠自体はきちっと皆さんの方で認識された、理解された、そういう受け止めでよろしいでしょうか。

あと、今のはどちらかと言うと、証人尋問ですとか、被告人質問での質問者の質問の仕方というところが主立った御意見だったんですけども、主張ですね、配られる冒頭陳述ですとか、論告・弁論の紙に基づいて当事者がする主張について、思い返してみても、ああ、すごく分かりやすかったという御意見があると、我々もうれしいですけども、あるいはちょっとこの辺がやっぱり難しかったなと、理解しづらかったなあとというようなこと、この辺りの御意見はいかがでしょうかね。

特に4番さんの傷害致死の事件を少しひも解くと、論告という検察官の最終的な

主張だけで46分、弁論という、弁護人の最終意見だけでも56分ということで、相当長い時間、集中して聞かなければいけなかったような状況だったかと思うんですけども、実際思い起こしてみてもいかがでしたか、この時間帯は。

○裁判員経験者（4番）

事件が事件でしたから、それは仕方ないんだと思います。でも、裁判長や裁判官の方がいろいろ説明してくれたり、分かりにくかったことはどんなにか聞いてくださったり、それでもう余りわだかまりはなかったです。

○司会者（丹羽裁判官）

あとで裏に下がってから、疑問が解消したと、こんな形になるんでしょうかね。

○裁判員経験者（4番）

はい、そうです。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの方、論告・弁論という最後の意見主張に限らず、審理の最初にする冒頭陳述とか、その辺りのことも含めて、検察官、弁護人の活動について何か御意見いただける方、いらっしゃいますでしょうか。

何か少しでもいいところ、少しでもという言い方は語弊があるかも、いいところが、紙が見やすかったとか、何かいろいろあるんじゃないかなと思っているんですけども、記憶に残っていることはございますか。

あるいは、審理の最初の方に冒頭陳述という形で双方の主張が明らかになって、争いがある事件は、そこで争点が明確に浮かび上がるような、そういう審理が理想なんですけれども、その早期の段階で、当事者の主張を聞くことによって、ああ、この事件のここを、自分たちは判断しなければいけないんだという形での争点把握

がうまくできたかどうか、こういった点も含めて、当事者の活動について、何か記憶に残っておられることはございますかね。お手元の資料などを御覧いただきながら、記憶を呼び覚ましていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

5番さん。

○裁判員経験者（5番）

ちょっと回答がかけ離れるかもわかりませんが、私どもの争点は量刑ということで、もう既に自白は決まっているという案件であったんですけど、進めていく間に、本当に自白というか、罪を認めたことについて、本当にこれ争わなくていいのというようなところを少し感じるようになりましたので、何かそこだけが、これで本当にいいのというのが一つ残りましたね。

それと、証拠に対する判断ですね、証拠がある場合は、何とかなるんですけど、今回の（病名）という、本人しか分からない事案というか、病気、こういうのを持ってこられましたとき、どう判断するんやと、こういうのがやっぱり一番今回の中で難しかったとこだなど、こういうのを今後どうしていったらいいのかなというのが、少し気になりましたね。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。ほかの方はいかがですかね。主張は十分当事者から提示されて、理解はできたんだけど、先ほどのお話と合わせると、具体的な立証の方法、手段のところでもう少し声を大きくしたり、ゆっくりしゃべってみたりということで、落ちついた活動をしてもらえると、もっと分かったかなと、こういう御意見の方が多いというふうにお聞きしますが、それでよろしいでしょうかね。

6番さん。

○裁判員経験者（6番）

今ちょっとこれを見ながら思い出したんですけど、形式を統一化されていたら見やすかった。縦に見たり、横に見たり、B4の用紙が縦長だったり横長だったり。そう言えば短時間で理解しなきゃいけなかったのも、そう言えば私、法廷でこうひっくり返したりしてたなというのを思い出しました。

○司会者（丹羽裁判官）

今の6番さんの指摘は、検察官が。

○裁判員経験者（6番）

検察官が書かれているメモと、弁護人が書かれているメモが、縦か横かが違うというだけの話ですけれども。

○司会者（丹羽裁判官）

双方、A3判の用紙に、当事者のそれぞれの主張を項目として書き落としているんですけども、検察官の論告メモがA3の縦で見る形になっていて、それ以外がA3の横で見る形になっているというようなところで、見づらかったということなんでしょうかね、端的に伺うとすると。だから、横なら横で統一してもらった方が分かりやすかったんじゃないかと、こういう御意見でございます。

2番さん。

○裁判員経験者（2番）

ちょっと記憶は曖昧なんですけれども、検察官の論告の要旨か何か、カラー版か何かだったですかね。

○司会者（丹羽裁判官）

そういう場合が多いかなと思います。

○裁判員経験者（2番）

それで、どう言うんですか、分かりやすかったと思いました。まとめ方と言いますか、そういうのも素人の我々にとっては要旨が把握しやすかったように記憶しています。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。そういった当事者の説明も分かりやすく、裁判官からもきちっと説明がされたということで、最終的な判断をすることになるわけですが、事案によっては複数の証人がいろいろなことを言って、それぞれの証言、あるいは供述が信用できるのかどうかということを確認しなければいけないものがあるというふうに承知をしていますけれども、証人が一人だから、複数だからということに限らず、人の話をどういうふうに信じるのか、信じてよいのかという判断というのは、裁判官でも悩ましいところがあります。皆さんは初めての経験というか、裁判で話された内容を確認していくというのは初めての経験かと思えますけれども、何かその証人尋問あるいは被告人供述の内容の信用性を判断する際に、難しいなと思われたかどうか、この辺り、いかがでしたでしょうかね。

結構、今回はそういった事件が多いので、実際、そのとき、どういう思いで法廷に座っておられたか、法廷できちっとその都度、話の内容が終えていったのか、あとでぐるっと法廷下がってからレビューしないと腹に落ちなかったのか、この辺りいかがでしょうかね。

先ほど2番さんからは、重複があつてというふうな話がありましたけれども、そういう感情を持ちながら法廷に座っているというのは、実際どうだったんでしょうかね。話としては分かったんだけど、くどいということなのか、その辺りいかがですか。

○裁判員経験者（2番）

今もいろいろ思い出しているんですけども、やはり私の事案の場合は、通訳の方が入られたので、本人の言葉、そしてまた通訳の言葉というふうに、全て掛ける2というような形になったんで、余計そういうふうな時間が引き延ばされたように感じたのかなというふうに思っています。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。ほかの方は法廷で座っているときに、証人や被告の話をきちっと受けとめられたかどうか、この辺りで、それが判断するときには何か困ったことになっていないか、そういったところについていかがでしょうか。何か御意見ございますか。

5番さん。

○裁判員経験者（5番）

法廷の中で、ほとんど理解はできたと思っておりました。それで、大体1時間に1回、休憩をとっていただいて、中へ入って、その1時間の内容について、裁判長の方からいろいろお話をいただいたり、御意見いただいたり、みんなの意見を出したり、そこで完全にやはり自分が思っておったこととずれがあれば、そこで修正もできたし、そういうことを繰り返しやっていただいたので、非常に僕は理解ができたと思っております。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。

4番さんがすごくうなずいておられますけども。

○裁判員経験者（4番）

私も同感でした。全て法廷では納得できないようなことでも、もう帰ったらすぐ、

そういうミーティングでちゃんと説明してくださったり、いろいろみんなが納得するように教えてくださったりしたので、それはとても助かりました。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの方はいかがでしょうかね。例えば長丁場だと、最初の方に聞いた話が、話し合いのときには抜けているんじゃないかとか、そんなような御経験もおありの方はいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども。

3番さんの事件なんかも、2週またぎで、結構最初の方に証人尋問が集中していた気がしますが、いかがですか。何か覚えておられますかね。

○裁判員経験者（3番）

私の事件の場合は、加害者が被害者から幾らお金を借りたか、どの時点でとかというのが、いろんな加害者側の証人と被害者側の証人とか、いろいろな証拠が途中でちょっとよく、それが結構、罪の重さの論点になっておったんで、いつ、どこで、幾らとかいう話が、ちょっと自分の中で最後まで消化できて、説明はすごいしていただいたんですけど、最後にちょっとぼやけておったところがあったのかなというのは感じとったようです。

○司会者（丹羽裁判官）

争いがなかったはずの債務の額について、結局、証拠が追加されるなどといった、若干混乱があった事件だったので、その辺りが少し大変だったということなんでしょうが、長丁場の審理に携わられた方で、話をその場で理解できたのか、あるいはその場では理解できたんだけど、やっぱりほかの証拠が上塗りされて、何か昔聞いた話がかなたに行ってしまった、何かそんなような御経験ってございますかね。

あるいは、証人尋問の順番なんかを、こういう形でやってもらえば、もうちょっとよかったのにとか、そういったものも今回の審理ですごくよく分かった。だから、

いろんな見方ができる事件があるかなと思うんですけども、何か御意見ございますかね。

じゃあ、時間もあるので、裁判官、検察官、弁護士の方から何かございますか、質問などございますでしょうか。

大本先生、お願いします。

○弁護士（大本弁護士）

先ほど裁判所の方から法律概念の説明があったということだったと思うんですけど、あるいはその法廷の方で検察官とか弁護士からも法律概念の説明があって、それが例えば裁判所の言っていることと食い違っているとか、あるいは弁護士の説明が足らなかったとか、そういうのがあったら教えてください。

○司会者（丹羽裁判官）

いかがでしょうか。要するに法廷での説明では少し分かりにくかったんだけど、あとで裁判官から説明されてよく分かった、そういった事柄で何か記憶に残っていることはございますか。もしかしたら、分かりやすくなってしまったので、分かりにくかったときの記憶がなくなっている可能性もあるんですが。

今の大本弁護士からの問い掛けに対して、特に思い当たることはございませんかね。よろしいですか。

高森裁判官、何かありますか。

○裁判官（高森裁判官）

ちょっと質問事項の中には直接触れられてないんですが、お話の中で出てきた評議の話なんですけれども、特に刑を決める、量刑をする上で、最後はみんなが理解できたから、こういった結論になったんじゃないかという御意見、結構複数聞かれたんですけれども、多分、評議の中で刑を決める上では、こういった点に着目して

決めていきたいと思いますという説明というのもあったと思うんですね。やったことの行為態様の悪さとか、結果の重さとか、そういうところを軸に置いて考えていきたいと思いますねと、そういうようなお話が、多分説明がどこかであったんじゃないかというふうには推察するんですが、そういう刑の決め方も、考え方自体というのは、すっとんと腑に落ちたかどうか、その辺、あるいはこういう説明してくれればもっと分かりやすかったのにとか、ぶっちゃけよく分からなかったとか、その辺の御感想があればお聞かせいただけますでしょうか。

○司会者（丹羽裁判官）

6番さん。

○裁判員経験者（6番）

量刑においては、ほかの似たような事案の説明はたくさんしていただいたので、それと比較して決めていくのかというのが、今思い出される印象なんですけども、逆に、あっ、比較で決まるんだという、何か疑惑か分かりませんが、量刑を決める上での参考にはなったけど、この被告人の刑をほかの事案との比較で決まるのかという疑問も持ちました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。2番さん。

○裁判員経験者（2番）

今、6番の方が言われたと同じようなことを私もちよっと考えていました。というのは、判例を何例か示してくださって、こういうふうな判例がありますと、それも一応の参考にしてくださいということで、我々も基準が分かりませんので、それはすごくありがたかったんですけども、私が関係したところは、最終的には執行

猶予が付いたんですけれども、じゃあ、これがもっと非常に重い、死刑の判決をす  
るとか、無期懲役の判決をすとかいう場合だったら、判例に自分は従った方がい  
いんだろうか、いやいや、自分はこれはもうどうしてもというか、これは死刑に相  
当するぞと、しかし、判例は懲役20年だとか無期懲役はずうっとなっているから、  
自分の意見というものは、ちょっと突拍子もない意見ではないだろうかというよう  
なブレーキがかかるというか、判例に従うことはないんだけど、そこにどうし  
ても自分の中にそれを押し込めてしまうようなことに、大きな判決というか、量刑  
の場合はなってしまうのかなあというふうな危惧をちょっと感じました。

○司会者（丹羽裁判官）

ほかの方はいかがですか。1番さん。

○裁判員経験者（1番）

今、おっしゃられたように、判例があって、このぐらいという、だから、自分の  
気持ちは、この女性に対しての気持ち、その被害者の方はもう一生背負っていかな  
いといけないと思うと、おっしゃったようにブレーキがかかる。でも、私は本当は  
この年数じゃ足りないんじゃないかな、でも、判例を見るとこれだけ、こんなん  
でこんなんかと思うと、やっぱり過剰になってしまっている。だったらもう逆に言え  
ば、言い過ぎですけども、死刑でもいいじゃないと言ってしまったらそこで終わり  
なんですけど、でも死刑は死刑で、こうこうこうで、いろいろ積み重ねていっての  
判例、よく話し合っただけでどうこうと教えていただきましたけど、でも、そのぐらいの  
ことをやっているんじゃないって思っても、刑はこれだけ。でも、被害者は納得いっ  
てない。でも、やっぱり女性の気持ちにはなってしまうし、だから、やっぱりその  
判例そのものを見ての刑を出してしまった自分というのも、やっぱりちょっと罪悪  
感もあったり、だからそういうのは私たちの意見で決められないのかなと思ったり、  
決めちゃいけないのかというのもやっぱり、終わった今でも思うし、テレビを見て、

裁判のこともやっていたりとかって見ると、それ納得いかないんじゃない、これが妥当じゃないと、やっぱり見方も変わりますし、だから、感情移入してしまうというのもあるんで、ちょっとそこをブレーキ掛けられる、掛けないといけないという役目もあると思うんですけど、そこはどういうのかなというのが、ちょっと素人なりに教えてもらいたいなというところはあります。済みません、長々と。

○司会者（丹羽裁判官）

合議体によって説明の仕方はいろいろなんでしょうけども、グラフをもとに刑を考えていくプロセスがもしかしたら評議の中であるかもしれず、そのときには一つは公平性というような観点から、過去の同種事例の量刑傾向も把握した上で、最終的に目の前にいる被告人の刑を決めましょうということを、もう少し丁寧に説明をさせていただいているかなとは思いますが、今日、この時間なので、もうちょっとこちらから説明する時間があればいいんですけども、そういったところは、こちらでも意識しながら評議は進めているつもりではあります。

また、是非裁判員として関わるような機会がございましたときには、その辺りもう一度、こちらでも丁寧に説明させていただければと思っていますけれども、この辺りでよろしいですかね。

それで、もう時間がなくなってきてしまいました。司会の不手際で本当に申し訳ございませんが、2番さんがしたためていただいたような話も含めて、質問項目の8番、9番を一括で、またぐるっと皆さんに一言ずついただいて、締めに入りたいというふうに思っております。

皆様の御経験を踏まえて、我々に対してこうしてほしいというような要望と、あとは今後、裁判員として参加していただくであろう国民の方々に対して、何か一言メッセージをいただければと思っております。と申しますのは、この会議自体の内容は、ホームページで公開されるということで、その中で皆様が語られたメッセージが残っていくということになりますので、なかなか難しいんですけども、この2

点を一言ずつ述べていただいて、最後の締めとさせていただきたいと思います。

先ほど1番さんから行ったので、今度は7番さんからというのでも大丈夫ですか。では、お願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

本当、この制度、裁判員の制度は、参加してみて、すごく工夫されているなと思いました。なので、引き続きこのような議論を重ねて、更なる工夫をして、より良い制度にしていただければいいと思いました。

それと、あと、これから裁判員、補充裁判員になられる方のために一言メッセージなんですけど、本当、なかなかない貴重なこういう経験をすることによって、法治国家日本というのを、どう言うんですか、みんなで保っていくというか、本当、みんなでよく考えていく機会だと思いますので、こういう機会が巡ってくる方は、気持ちよくと言ったら変な言い方かもしれませんが、真摯に向き合って、参加されるのがいいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。では、6番さん、お願いします。

○裁判員経験者（6番）

裁判員に選ばれた方は、やりたいかやりたくないかではなくて、使命感を持って臨まれることを願います。私はこの貴重な経験を人生の一つの糧にしていきたいなと思いました。

○司会者（丹羽裁判官）

我々に対する何か要望とかはございますか。

○裁判員経験者（6番）

細かいことを1点だけ要望ですけど、先ほど予備日のことをお話しいたしましたが、時間も、評議の時間がもっとあったらいいなと思ったんですけども、予定されている時間より早く終わった場合、早く終わっちゃうことが、もっと意見言いたいののに、早く帰りたい人も中にはいらっしゃるわけじゃないですか。なので、私が発言するために早く終わらなかったと思われたら気の毒だし、自分も嫌だしというのもあったので、時間一杯評議に使ってほしいなと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

貴重な御意見ありがとうございます。では、5番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

まず、サラリーマンの方が非常に多いということですので、やはり各会社がどんな状態だったら、じゃあ、許可が出せるのと、さっきおっしゃったように、週に2回なり、1週間だけで終わるなり、こういうことを一回企業の方へ聞いていただいて、一方的じゃなくて、ならどうなのが一番いいんだというふうにされたら、もう少しいいのかなと。

1番さんがおっしゃったように、お子様をお持ちの方、裁判所でその期間だけ出張で見る人がいれば、そういうことも解決できるんじゃないかなと、これが思ったことです。

それと、今回参加させていただいて、非常に有意義であった。今までいろんなことを経験してきましたけど、やはり物の考え方だったり、判断だったりということが非常にこれまでの経験と違うことをしなければいけない。ただ、今回は自分で参加しようと手を挙げて参加できないわけですから、どうしても今回、候補になられた方は、何とかできる限り参加をしていただいて、一度経験をさせていただく、今後

に非常に役に立つと思いますので、必ず参加してほしいなと思います。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。では、4番さんお願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

やはり思い過ごしで決めないで、まず、参加することと思いましたがね。いろんなことが経験できて、とてもよかったと思いますし、だから、ここへ来た人はみんなよかったと思っているということは、はがきが来たときには、一般の人はどういうところか分からないし、私も最初は裁判長なんかもう近寄りたいたい人かなと思って、最初何か不安があったんですけど、とってまざっくばらんに話し掛けてくださったりして、雰囲気よかったもんですから、そういう経験をさせてもらって、本当によかったと思います。ありがとうございました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございます。我々に対する何か御要望とかございますか。はい、ありがとうございます。

では、3番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

私も4番さんと一緒に、裁判所とか裁判官の方、検察官の方、弁護士さんの方とかとお話しするという、会う機会なんかほとんどなくて、ましてや裁判官の方と普通にミーティングでお話しする、多分そんな機会があるとは思わなかったんですけど、それが非常に考え方が変わりました。

やっぱり僕の職場や周りの人も、ちょっと裁判員裁判に対する垣根が非常に皆さん高くて、もうちょっとその辺を、みんなが分かりやすくなったらいいなとは思

ました。

裁判官の方には、お三人はいつも、どんなときも笑顔で説明してくれて、和やかにしようとしていただいたんで、どうもありがとうございました。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。2番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

少し長いんですが、うまく言えないかと思って書いてきましたので、ちょっと読ませていただきます。

裁判を考えたときに、一番に思うことは、被害者の立場です。被害者に落ち度がない、特に殺人事件などで、被害者はもちろんのこと、残された家族、親、兄弟、親族、友人などの遺族の感情を量刑に反映をしていただきたいと思います。今の日本の裁判では、人1人を殺しても死刑にはならない状況ではないかと思います。2人以上を殺さないで死刑にはならない。余りにも刑が軽すぎる。殺された本人はもちろん、その周りの人々も一生つらい思いを持って生きるのに、犯人はたった20年か30年で社会に戻ってくる。裁判員裁判の冒頭にもありましたけども、市民が持つ日常感覚や常識を裁判に反映をしていただきたいと思います。切に望みます。

それから、一言のメッセージとして、ぜひ裁判員裁判に参加をしていただきたいと思います。この世界の片隅につつましく、穏やかに生きている私たち、あなたたちの常識と日常感覚を裁判に反映してください。

○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。では、最後になりますが、1番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

まず、質問事項8番なんですけども、皆さんがおっしゃられたとおり、私も裁判、こういう法律に関わる方とまず認識というか、絶対会うことがないとか、弁護士さんなり検察官というのは、テレビ、ブラウン管を通してしか見たことないので、まず、こういうところで触れ合えられた、言い方ちょっとあれですけど、触れ合えられた、こんなに、本当に私の担当裁判官の方も、腰の低い方だな、いつも頭を下げてという感じで、いつもすごいにこやかでということだったんで、改善すべきところとか、もう私たち素人相手に、また大変なんじゃないかなと思うんですけども、また機会があったら、またできたらなと思うんで、何か工夫してくださいというのも、本当にいっぱいいろいろしてもらったので、私はありがとうございましたと伝えたいです。

あと、質問事項9番なんですけど、是非、皆さんいろいろおっしゃられるとおりに、経験を、参加をしていただきたい。また、いろいろ諸事情、会社のこと、育児のこととかもあると思うんですけど、まず私は参加を、経験をしてもらいたいというのもありますし、県外でやっぱり東京の方で経験した友達が偶然にもいましたので、それもその人と話をしたときにも、やっぱり経験してよかった。ASKAさんの裁判のときの、ちょうどその挟んでというときも、いろいろそういう話もちょっと弾んで、こうだった、ああだったというのも聞けてよかったと思っていますので、いいところ、悪いところ、やはり何でもあると思うんですけど、本当になかなか経験ができないことなので、また犯罪に対する見え方とか考え方が変わると思うんで、ぜひ皆さん、大変だと思うんですけど、参加をしてみてくださいと、私はこれからみんなに伝えていきたいと思います。ありがとうございました。

#### ○司会者（丹羽裁判官）

ありがとうございました。では、ちょっと時間が押していて恐縮なんですけども、最後に、出席した法曹の方から何か一言ずつ、今日の意見を踏まえてお願いいたします。

○裁判官（高森裁判官）

本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。皆様の本当に貴重な御意見というのをこれからどんどん生かしていきたいと思います。今日も積極的なお話もある反面、やっぱり反省材料というのもいろいろ出てきたと思いますので、その辺は真摯に受け止めて、今後、どういったことができるかなというのを考えていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会者（丹羽裁判官）

では、公判部長、お願いいたします。

○検察官（中山検察官）

皆さんのお考えを伺っておりまして、特に最後に、1番の方と2番の方がおっしゃっておられたんですけれども、被害者御遺族のお気持ちを踏まえた上での量刑判断の在り方、これまでも考えてきたつもりではありますけれども、なかなか難しい問題でして、また今回お聞かせいただいたことも踏まえまして、また一生懸命考えてまいりたいというふうに思います。

本日はどうもありがとうございました。

○弁護士（大本弁護士）

本日はどうもありがとうございました。これをまた会の方に持ち帰りまして、今後の弁護活動の在り方について、また検討していきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

○司会者（丹羽裁判官）

では、時間超過いたしました。誠に申しわけございません。司会不手際を皆さん

が積極的にコンパクトに御発言いただいたおかげで、5分超過ぐらいで済んで、本  
当にほっとしております。

貴重なお時間をいただいて、我々の今後の参考になる御意見を多数いただきました。  
これを糧に、今話があったとおり、また工夫を重ねて、より良い制度にしてま  
いりたいと思いますので、引き続き温かく見守っていただいて、是非広告塔として、  
この制度の良さ、あるいは経験を周りの方にお伝えいただければ、我々としてもあ  
りがたく思います。

ということで、これで意見交換会を締めたいと思います。本日はどうも誠にあり  
がとうございました。

(別 紙)

## 質 問 事 項

- 1 裁判員を経験され、どのような感想や意見をお持ちですか？
- 2 選任手続から判決宣告まで、裁判に参加していただくために、職場や家庭でのスケジュール調整などでご苦労されたことがありますか？
- 3 裁判を終えた後、裁判員のご経験を職場や家庭などの周囲の方々と共有する機会がありましたか？裁判員裁判に参加することに対する周囲の方々の反応はいかがでしたか？参加に消極的な反応を示された方がおられれば、どのような点に不安や負担があると述べておられましたか？
- 4 裁判を通じて、精神的な不安や負担を感じることがありましたか？あるとすれば、どのような場面でそのような不安等を感じましたか？
- 5 犯罪の成立要件や量刑の基本的考え方について、裁判官の説明は分かりやすかったですか？説明内容を十分に理解することができましたか？
- 6 事件の争点やそれぞれの主張内容について、検察官・弁護人の説明は分かりやすかったですか？それぞれの説明内容を十分に理解することができましたか？
- 7 被告人や被害者・目撃者等の供述の信用性を判断する際に困難を感じたことはありましたか？証拠調べの内容を法廷でその都度理解することができましたか？
- 8 ご自身の経験を踏まえ、より多くの国民の方が裁判員裁判に参加するために、裁判官を始めとする法律家が改善すべき点や工夫すべき点があれば、ご教示ください。
- 9 これから裁判員・補充裁判員になられる方のために、一言メッセージをお願いします。